

改定前（令和6年）	改定後（令和8年）	改定理由
<p>解説：</p> <p>① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す。ただし医師会等が完全に体制を統一している場合は、医師会等を1医療機関とみなしても構わない。</p> <p>② 都道府県が単独で実施できない項目については、関係機関（市区町村、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。また都道府県はその実施状況を確認すること。</p>	<p>解説：</p> <p>① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す[※]。ただし医師会等が完全に体制を統一している場合は、医師会等を1医療機関とみなしても構わない。</p> <p><u>※ 胃内視鏡検診の検診機関には、胃内視鏡検査を行う検査機関と、検査後のダブルチェックを行う読影機関がある。</u></p> <p>② 検診方法別（胃部エックス線検査または胃内視鏡検査）に実施状況を把握すること。</p> <p>③（略）</p>	<p>『対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2024 改訂第2版』（日本消化器がん検診学会、以下「胃内視鏡検診マニュアル」という。）に沿って、検診機関の定義を明示した。</p> <p>検診方法別に体制整備と事業評価を行う必要があるため、説明を追加した。</p> <p>（番号の変更）</p>
<p>2. 受診者数・受診率の集計</p> <p>(2-c) 受診者数を検診機関別に集計しているか</p> <p>(2-d) 受診者数を過去の受診歴別に集計しているか^{注1}</p>	<p>2. 受診者数・受診率の集計</p> <p>(2-c)（略）^{注1}</p> <p>(2-d)（略）^{注2}</p>	<p>胃内視鏡検診では、読影のみを行う読影機関ではプロセス指標の集計に必要な係数が把握できないため、検診機関別集計の単位は検査機関（胃内視鏡検査を行う機関）とし、「注1」を追加した。以下同様</p> <p>（注番号の追加・変更）</p>
<p>3. 要精検率の集計</p> <p>(1) 要精検率を集計しているか^{注2}</p> <p>(1-a) 要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか^{注2}</p> <p>(1-b) 要精検率を市区町村別に集計しているか^{注2}</p> <p>(1-c) 要精検率を検診機関別に集計しているか^{注2}</p> <p>(1-d) 要精検率を過去の受診歴別に集計しているか^{注1,2}</p>	<p>3. 要精検率の集計</p> <p>(1)（略）^{注3}</p> <p>(1-a)（略）^{注3}</p> <p>(1-b)（略）^{注3}</p> <p>(1-c)（略）^{注1,3}</p> <p>(1-d)（略）^{注2,3}</p>	<p>（注番号の追加・変更）</p>
<p>4. 精検受診率の集計</p> <p>(1-c) 精検受診率を検診機関別に集計しているか</p> <p>(1-d) 精検受診率を過去の受診歴別に集計しているか^{注1}</p> <p>(2) 精検未受診率と未把握率を定義に従って区別して集計しているか^{注3}</p>	<p>4. 精検受診率の集計</p> <p>(1-c)（略）^{注1}</p> <p>(1-d)（略）^{注2}</p> <p>(2)（略）^{注4}</p>	<p>（注番号の追加・変更）</p>
<p>5. 精密検査結果の集計</p> <p>(1-c) 胃がん発見率を検診機関別に集計しているか</p> <p>(1-d) 胃がん発見率を過去の検診受診歴別に集計しているか^{注1}</p> <p>(2-c) 早期の胃がん割合を検診機関別に集計しているか</p> <p>(2-d) 早期の胃がん割合を過去の検診受診歴別に集計しているか^{注1}</p> <p>(3-c) 陽性反応的中度を検診機関別に集計しているか</p> <p>(3-d) 陽性反応的中度を過去の検診受診歴別に集計しているか^{注1}</p>	<p>5. 精密検査結果の集計</p> <p>(1-c)（略）^{注1}</p> <p>(1-d)（略）^{注2}</p> <p>(2-c)（略）^{注1}</p> <p>(2-d)（略）^{注2}</p> <p>(3-c)（略）^{注1}</p> <p>(3-d)（略）^{注2}</p>	<p>（注番号の追加・変更）</p>

<p>8. 精度管理評価に関する検討</p> <p>(1-a) 「市区町村用チェックリスト」の遵守状況を把握し、評価を行っているか^{注4}</p> <p>(1-b) 「検診機関用チェックリスト」の遵守状況を把握し、評価を行っているか^{注4}</p> <p>(1-c) 市区町村毎のプロセス指標値を把握し、評価を行っているか^{注4}</p> <p>(1-d) 検診機関毎のプロセス指標値を把握し、評価を行っているか^{注4}</p>	<p>8. 精度管理評価に関する検討</p> <p>(1-a) (略) ^{注5}</p> <p>(1-b) (略) ^{注5}</p> <p>(1-c) (略) ^{注5}</p> <p>(1-d) (略) ^{注5}</p>	<p>(注番号の変更)</p>
<p>9. 評価と改善策のフィードバック (指導・助言)</p> <p>(1) 市区町村に精度管理評価を個別にフィードバックしているか^{注5}</p> <p>(1-a) 「市区町村用チェックリスト」の評価を個別にフィードバックしているか^{注5}</p> <p>(1-b) 市区町村毎のプロセス指標の評価を個別にフィードバックしているか^{注5}</p> <p>(1-c) 精度管理に課題のある市区町村に改善策をフィードバックしているか^{注5}</p> <p>(2) 検診機関に精度管理評価を個別にフィードバックしているか^{注5}</p> <p>(2-a) 「検診機関用チェックリスト」の評価を個別にフィードバックしているか^{注5}</p> <p>(2-b) 検診機関毎のプロセス指標の評価を個別にフィードバックしているか^{注5}</p> <p>(2-c) 精度管理に課題のある検診機関に改善策をフィードバックしているか^{注5}</p>	<p>9. 評価と改善策のフィードバック (指導・助言)</p> <p>(1) (略) ^{注6}</p> <p>(1-a) (略) ^{注6}</p> <p>(1-b) (略) ^{注6}</p> <p>(1-c) (略) ^{注6}</p> <p>(2) (略) ^{注6}</p> <p>(2-a) (略) ^{注6}</p> <p>(2-b) (略) ^{注6}</p> <p>(2-c) (略) ^{注6}</p>	<p>(注番号の変更)</p>
<p>10. 評価と改善策の公表</p> <p>(1) 精度管理評価をホームページ等で公表しているか^{注6}</p> <p>(1-a) 「市区町村用チェックリスト」の遵守状況と、その評価を公表しているか^{注6}</p> <p>(1-b) 市区町村毎のプロセス指標値とその評価を公表しているか^{注6}</p> <p>(1-c) 「検診機関用チェックリスト」の遵守状況と、その評価を公表しているか^{注6}</p> <p>(1-d) 検診機関毎のプロセス指標値とその評価を公表しているか^{注6}</p> <p>(1-e) 精度管理が要改善の市区町村について、フィードバックした改善策の内容を公表しているか^{注6}</p> <p>(1-f) 精度管理が要改善の検診機関について、フィードバックした改善策の内容を公表しているか^{注6}</p>	<p>10. 評価と改善策の公表</p> <p>(1) (略) ^{注7}</p> <p>(1-a) (略) ^{注7}</p> <p>(1-b) (略) ^{注7}</p> <p>(1-c) (略) ^{注7}</p> <p>(1-d) (略) ^{注7}</p> <p>(1-e) (略) ^{注7}</p> <p>(1-f) (略) ^{注7}</p>	<p>(注番号の変更)</p>
	<p><u>注1 胃内視鏡検診では、本項目の対象は検査機関とする（読影の委託先が複数にわたる場合、読影機関ではプロセス指標の集計ができないため）。</u></p>	<p>地域によっては、読影を1か所に集約して実施している場合もあり、その場合には読影機関でもプロセス指標の集計が可能である。</p> <p>しかし、実際には複数の読影機関に委託している地域が多いと考えられ、その場合、個々の読影機関では指標を算出するために必要な分母・分子のデータを把握できない。このため、プロセス指標の集計単位は読影機関ではなく、胃内視鏡検査を実施する検査機関とした。</p>
<p>注1 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に胃部エックス線検査と胃内視鏡検査のいずれかの受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す。</p>	<p><u>注2 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に胃部エックス線検査または胃内視鏡検査の受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す。</u></p>	<p>「初回受診者」の定義に変更はなく、軽微な文言変更のみを行った。</p>
<p>注2 要精検の定義</p> <p>胃部エックス線検査の結果、要精検とされた者。もしくは胃内視鏡検査で同時生検を実施した者、及び同時生検未実施でその後ダブルチェックで要再検査とされた者。問診結果のみでは要精検としない。</p>	<p><u>注3 要精検の定義</u></p> <p>胃部エックス線検査の結果、要精検とされた者。もしくは胃内視鏡検査で同時生検を実施した者、及び同時生検未実施で<u>その後のダブルチェックにより再度の胃内視鏡検査（精密検査）が必要と判定された者</u>。問診結果のみでは要精検としない。</p>	<p>「要精検」の定義に変更はなく、文言を胃内視鏡検査マニュアルと統一した。</p>

<p>注3 精検受診、未受診、未把握の定義 (中略)</p> <p>なお、胃内視鏡検診では下記の整理とする。</p> <p>①精検受診：検診時生検を行った者については、生検の結果報告があったもの。検診時生検未実施で、その後ダブルチェックで要再検査となった者については、精密検査機関より再検査結果の報告があったもの、もしくは再検査受診者が詳細（再検査の受診日・受診機関・検査方法・検査結果の4つ全て）を申告したもの*。</p> <p>②精検未受診：検診時生検未実施で、その後ダブルチェックで要再検査となった者のうち、再検査を受けなかったことが判明しているもの、及び再検査として不適切な検査（ペプシノゲン検査のみ、ヘリコバクター・ピロリ検査のみ等）が行われたもの。</p> <p>③精検未把握：検診時生検未実施で、その後ダブルチェックで要再検査となった者のうち、再検査受診の有無が分からないもの、及び（再検査を受診したとしても）再検査の結果が正確に報告されないもの。</p> <p>※ 以下の場合、「地域保健・健康増進事業報告」の「精密検査受診の有無別人数」では「精密検査受診者」とし、精密検査結果の区分としては「胃がんの疑いのある者又は未確定」に計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同時生検受診者のうち、病理組織診断の結果が不明なもの（未報告を含む）。 ・同時生検後ダブルチェックで要再検査となった者のうち、再検査未受診、再検査受診の有無が不明、及び再検査の結果が正確に報告されないもの。 	<p>注4 精検受診、未受診、未把握の定義 (中略)</p> <p>なお、胃内視鏡検診では下記の整理とする。</p> <p>①精検受診：<u>以下のいずれかに該当する者。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>生検部位や目的に関わらず検診時に同時生検を行ったすべての者。</u> ・<u>同時生検を行わなかった者のうち、ダブルチェックにより再度の胃内視鏡検査（精密検査）が必要と判定され、精密検査を受診した者*。</u> <p>※ <u>精密検査機関より結果の報告があったもの、もしくは受診者が詳細（精密検査の受診日・受診機関・検査方法・検査結果の4つ全て）を申告したもの。</u></p> <p>②精検未受診：<u>同時生検未実施で、ダブルチェックにより再度の胃内視鏡検査（精密検査）が必要と判定されたが、精密検査を受けなかったことが判明している者、及び精密検査として不適切な検査が行われた者（胃内視鏡検査以外の方法でのみ精密検査が行われた者。例えばペプシノゲン検査のみ、ヘリコバクター・ピロリ検査のみなど）。</u></p> <p>③精検未把握：<u>同時生検未実施で、ダブルチェックにより再度の胃内視鏡検査（精密検査）が必要と判定されたが、精密検査の受診の有無が不明な者、及び（精密検査を受診したとしても）結果が正確に報告されない者。</u></p> <p><u>精密検査受診者のうち、検査結果が胃がん疑いのある者、または精密検査が継続中で検査結果が確定していない者については、「地域保健・健康増進事業報告」の「精密検査受診の有無別人数」では「精密検査受診者」とし、精密検査結果の区分としては「胃がんの疑いのある者又は未確定」に計上する。例えば以下の者が該当する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>生検結果がGroup2 (indefinite for neoplasia、胃がんを否定できず) と診断され経過観察を予定している。</u> ・同時生検受診者のうち、病理組織診断の結果が不明な者（未報告を含む）。 ・同時生検受診者のうち、ダブルチェックにより再度の胃内視鏡検査が必要と判定されたが、胃内視鏡検査を受診していない、あるいは受診の有無が分からない者。 	<p>「精検受診」「精検未受診」「精検未把握」の定義に変更はなく、文言を胃内視鏡検診マニュアルと統一し、説明を追加した。</p>
<p>注4 全国や他都道府県との比較、市区町村間/検診機関間のばらつきの確認など。</p>	<p>注5 (略)</p>	<p>(注番号の変更)</p>
<p>注5 資料配布や説明会の開催など。</p>	<p>注6 (略)</p>	
<p>注6 検診の質について住民が自ら判断できるように分かりやすく公表する必要がある。そのためには市区町村名、検診機関名を付記して公表することが必須である。</p>	<p>注7 (略)</p>	

改定前（令和6年）	改定後（令和8年）	改定理由
<p>3. 要精検率の集計</p> <p>解説：いずれも胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者別に集計すること (1)～(1-d) (略)</p>	<p>3. 要精検率の集計</p> <p>削除 (1)～(1-d) (略)</p>	<p>指針の改正に伴い、喀痰細胞診に関する記述を削除した。</p>
<p>4. 精検受診率の集計</p> <p>解説：いずれも胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者別に集計すること (1)～(2) (略)</p>	<p>4. 精検受診率の集計</p> <p>削除 (1)～(2) (略)</p>	
<p>5. 精密検査結果の集計</p> <p>解説：いずれも胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者別に集計すること (1)～(3-d) (略)</p>	<p>5. 精密検査結果の集計</p> <p>削除 (1)～(3-d) (略)</p>	
<p>注2 要精検の定義</p> <p>胸部エックス線検査の判定区分が「E」及び読影不能の者、及び<u>喀痰細胞診の判定区分が「D」、「E」の者</u>。問診結果のみでは要精検とはしない。</p>	<p>注2 要精検の定義</p> <p>胸部エックス線検査の判定区分が「E」及び読影不能の者。問診結果のみでは要精検とはしない。</p>	
<p>注3 精検受診、未受診、未把握の定義</p> <p>①精検受診： (略)</p> <p>②精検未受診：要精検者が精密検査機関に行かなかったことが判明しているもの（受診者本人の申告及び精密検査機関で受診の事実が確認されないもの）、及び精密検査として不適切な検査（<u>喀痰細胞診要精検者に対する喀痰細胞診の再検のみ等</u>）が行われたもの。</p> <p>③精検未把握： (略)</p>	<p>注3 精検受診、未受診、未把握の定義</p> <p>①精検受診： (略)</p> <p>②精検未受診：要精検者が精密検査機関に行かなかったことが判明しているもの（受診者本人の申告及び精密検査機関で受診の事実が確認されないもの）、及び精密検査として不適切な検査が行われたもの。</p> <p>③精検未把握： (略)</p>	